



LINE UP

CONTENTS

- 不正を防ぐ仕組みづくりの大切さ
～企業側に求められること～
長崎オフィス所長よりご挨拶
- 「メタバース」のビジネス活用が進んでいます！ 2P
- 成人年齢引き下げによる税務への影響 3P
- 金投資の利益に対する税金について 3P
- 税務カレンダー・相談役からの一言 4P
- 経営力向上計画について 特別編1-2P



Message

不正を防ぐ仕組みづくりの大切さ ～企業側に求められること～

7月に入り、夏本番の暑さとなってきました。新型コロナウイルス感染対策のために換気をしなければならず冷房の効きが悪くなってしまう中で、今年の夏は電力不足により節電も求められるようです。気象庁によれば、今年の夏はラニーニャ現象の発生確率が70%で、ラニーニャの年の日本は高温多雨で蒸し暑くなるそうです。今年の夏は例年にも増して暑さに苦しみそうですね。

コロナ禍で苦しむ事業者を支援するために、ここ数年で多くの補助金や助成金が新設されたり、既存の制度を拡大したり適用条件が緩和されたりしました。素早い支援を重視して、審査も非常に簡素化されたケースが多くありました。

当初から、不正受給が頻発するであろうことは予想されており、恐らく事後審査によって不正の摘発が行われるであろうと噂されていましたが、やはり多くの不正受給が摘発されることになりました。中には経済産業省のキャリア官僚や国税庁の職員が主導したものもありますし、残念ながら税理士事務所職員が関わったものも少なくありません。

不正を犯したのが個人であっても、それを防げなかった責任を組織や企業が問われてしまい、組織イメージを損ないます。社員を疑うことはしたくないですが、人の心は弱いので、不正ができる環境にあると、つい不正をしてしまう可能性は否定できません。組織として不正を防ぐ仕組みを作ることは、避けて通れないことだと思います。

例年、この時期に触れる話題なのですが、7月は税務署の人事異動があります。そして異動後のバタバタが落ち着いたら税務調査が始まります。私たちも税務調査に立ち会いをしますが、時々、税務調査の際に社員による横領などが発覚することがあります。この場合は社内の問題に留まるケースがほとんどですが、金銭的な損害のみならず、社員の退職などに繋がってしまうことにもなるので、やはり不正防止の仕組みは必要だと思います。

不正が起こりうる状況に気付いた場合は、複数人によるチェック体制など、経理の内部統制についても弊社からご提案することがありますので、社員が不正の誘惑に駆られないためにも、ぜひご対応をお願いします。



内田会計グループ 代表
長崎オフィス 所長

税理士 内田 佳伯

「メタバース」のビジネス活用が進んでいます！

メタバースという言葉が聞かれたことがありますか？

2021年にFacebookが社名を「Meta（メタ）」に変えたことで一気に名前が広がったのでご存じだと思います。メタバースとは、インターネットを使った仮想上の空間で、交流やサービスを楽しむ場所のことを言います。実は皆さんも普段から活用しているかもしれません。

例えば、

- ・ SNSの世界で、ニックネームや好きなアイコンで交流
- ・ 「あつまれどうぶつの森」や「マイクラフト」等のゲーム内の仮想世界の中で遊ぶ

これもメタバースを活用した楽しみ方です。身近に使っているサービスも多いかと思います。



メタバース上では、現実世界とは違うものを作り上げることができます。

- ・ **今の自分でなくても良い**
理想の顔、体形、年齢、性別など……自由です！
- ・ **距離は限りなく0に近くなります**
実際に遠くにいても、海外でも、仮想上は関係ありません。
- ・ **世界も自由に作れますので、その世界に興味を持つ人が集まれば交流が生まれます**
- ・ **VR（バーチャルリアリティ）ゴーグルを付けば、目の前の世界もすべて仮想空間に変えられます**

そのうちに、現実空間よりも仮想空間に長くいる、という人が出てくるかもしれません。

さてビジネスの話題に戻りますが、コンサルティング会社の勉強会に先日参加しました。終了後、メタバースにて交流会がありました。参加しましたが、とても簡単なものでした。

- 1 サービスにログイン。名前、会社名を入れる（こういう場合は人格を変えない方が良い）
- 2 好きなアイコン（画像）を選ぶ。自分の顔写真を入れても可
- 3 入室。他の人のアイコンに近づくと会話ができる
- 4 決まった場所に移動して線をつなぐと、カメラを使った会話もできる

これからメタバースを活用する機会が増えてくると思います。テレワークなどの社内での活用も進んでいるようです。「メタバースのビジネス利用」一度体験されてはいかがでしょうか？



oVice（オヴィス）

交流会にて使用したサービス
<https://ovice.in/ja/>



成人年齢引き下げによる税務への影響

税理士法人 内田会計事務所 税務管理室 室長
福田 敏夫

2022年4月1日に、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これにより、今までと変わること、変わらないことについては皆様既にご存知かと思います。

参考に下記へ掲載いたします。

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none"> ◆親の同意がなくても契約できる <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードをつくる ・一人暮らしの部屋を借りる など ◆10年有効のパスポートを取得する ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る ◆結婚 <ul style="list-style-type: none"> 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に ◆性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる ※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能 	<ul style="list-style-type: none"> ◆飲酒をする ◆喫煙をする ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う ◆養子を迎える ◆大型・中型自動車運転免許の取得

あまり知られていませんが、税務においても引き下げられたことにより以下のような影響があり変更となりました。

① 相続税の未成年者の税額控除

相続人が未成年者のときは、その未成年者が満18歳になるまでの年数1年につき10万円を、相続税の額から控除する。

② 相続時精算課税制度

60歳以上の父母・祖父母から、18歳以上の子または孫に対し財産を贈与した場合において、累計2,500万円までの贈与税が非課税となる。

③ 贈与税の特例税率の適用

直系尊属(父母・祖父母)から、18歳以上の者が受けた贈与について適用となる。

④ その他

住宅取得等資金、結婚・子育て資金の贈与、事業承継税制についても18歳以上からとなる。

尚、年齢の判定につきましては、相続・贈与等の時期により異なりますので、ご注意ください。内容等でご不明な点などがございましたら、弊社担当者へご質問ください。

【表引用】政府広報オンライン

18歳から“大人”に！ 成年年齢引き下げで変わること、変わらないこと。

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201808/2.html>

金投資の利益に対する税金について

税理士法人 内田会計事務所 経営支援1部2課 課長
本村 正登

円安傾向が続いています。

それに伴い、リスク対策として資産運用を考える方が増えているようです。円安への対応策としては、ドルなどの外貨保有や外国株式などが考えられますが、金保有も有効だと言われています。今回は金をはじめとする貴金属への投資で利益が出た場合の税務についてお話しします。

金などの取引の過程でどのような税金がかかるでしょう。まずは購入時に10%の消費税がかかります。(売却時にも)

つぎに所得税です。所得税は給与などにかかる税金ですが、一般のサラリーマンなどの場合は、「譲渡所得」として扱われます。営利目的で継続的に売買を行っている場合は、「雑所得」もしくは「事業所得」とされます。

ここでは「譲渡所得」に該当するケースを見てみましょう。

譲渡所得の計算

● 保有期間5年以内 …… 短期譲渡所得

$$\text{売却額} - (\text{購入額} + \text{譲渡費用}) - 50\text{万円} \\ = \text{課税される所得}$$

● 保有期間5年超 …… 長期譲渡所得

$$(\text{売却額} - (\text{購入額} + \text{譲渡費用}) - 50\text{万円}) \times 1/2 \\ = \text{課税される所得}$$



保有期間が5年を超えると、計算上優遇されます。

注意が必要なのは、この所得は他の給与所得などと合わせて、総合課税の対象になることです。また、200万円を超える売却については、販売店から税務署に支払調書が提出されますので、申告モレにはご注意ください。

該当のお取引がある場合は、弊社担当までお問い合わせください。

Calendar

税務カレンダー



7月	SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA	8月	SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA
						1	2			1	2	3	4	5	6
3	4	5	6	7	8	9		7	8	9	10	11	12	13	
10	11	12	13	14	15	16		14	15	16	17	18	19	20	
17	18	19	20	21	22	23		21	22	23	24	25	26	27	
24	25	26	27	28	29	30		28	29	30	31				
31															

- 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
(納期の特例適用者は1月から6月までの徴収分を納付)
【納期限】7月11日(月)
- 所得税の予定納税額の減額申請
【申請期限】7月15日(金)
- 11月決算法人の中間申告
【申告期限】8月1日(月)
- 5月決算法人の確定申告
【申告期限】8月1日(月)
- 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
【納期限】8月1日(月)
- 固定資産税(都市計画税)の納付(第2期分)
【納期限】市町村の条例で定める日
- 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
【納期限】8月10日(水)

税理士法人内田会計事務所は、
「M & A 支援機関」として登録されました。



M & A 支援機関制度は、中小企業が安心して M & A に取り組める基盤を構築するために中小企業庁が創設した制度です。詳しくは QR コードよりご確認ください!

Column

相談役からの一言

中小企業支援策方針転換

今年も猛暑の季節になりました。皆様お元気ですか。

2022年の中小企業白書が公開されました。①2年に及ぶ新型コロナウイルスの流行、②円安等による原油・原材料の高騰、③依然として続く人手不足、等のために中小企業を取り巻く環境は厳しい状況にある、と記されています。

コロナ融資制度で経営を維持している企業も相当数あります。国の中小企業支援策はこれまでの「資金繰りと返済猶

予」から「収益力改善・事業再生・経営者の再チャレンジ」に方針を変えたことも認識しなければなりません。これからの経営はすべての業種で効率化＝IT活用が不可欠です。内田会計グループは税務会計以外にもIT導入、補助金や支援金の申請、リスクマネジメント提案等で皆様のお役に立てよう努力してまいります。

相談役 内田延佳

内田会計グループのご案内

お問い合わせ・ご相談はこちらまで

- 税理士法人 内田会計事務所
- 株式会社 内田会計事務所
- 一般社団法人 長崎バックオフィスソリューションズ
- 有限会社 医療福祉評価センター
- 行政書士内田佳伯事務所

 **095-861-2054** (平日 9:00-18:00)

 info@uchida.or.jp

 <http://www.uchida.or.jp>

【長崎オフィス】

〒852-8008
長崎県長崎市曙町4番9号
TEL: 095-861-2054 FAX: 095-862-8885

【島原オフィス】

〒855-0802
長崎県島原市弁天町2丁目7396-4 サムティ島原ビル2階
TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556